

和歌山県認可外保育施設指導監督の指針

第1 総則

この指針は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長）」（以下、「国指針」という）のほか、認可外保育施設における死亡事故等の重大事故を防止するため、市町村が認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、重点的に調査する事項（以下、「重点調査事項」という）の設定等を定めるものであること。

第2 重点調査事項の設定等

1 重点調査事項の設定

以下の事項を重点調査事項として設定する。

- （1）こどもの睡眠対応
- （2）保育従事者の職員配置

2 重点調査事項に関する指導監督の方法

重点調査事項に関する指導監督は、重点調査事項ごとに、以下の項目について、行うものであること。

（1）こどもの睡眠対応の指導監督の方法

ア こどもが認可外保育施設を利用する前の確認等

- ・利用開始時に、保護者からこどもの健康状態、発育及び発達状態等を確認しているか。特に、保護者から家庭でのこどもの睡眠習慣（睡眠時の寝返りの有無等）を確認しているか。
- ・登園時に、保護者から当日のこどもの体温、排便、食事、睡眠等の状態の報告を受けているか。
- ・こどもの健康状態等の情報を、全職員で共有しているか。

イ こどもの睡眠前の準備等

- ・こどもの睡眠対応を行う保育従事者の職員配置基準は遵守されているか。
- ・部屋の明るさは、こどもの顔色が観察できる明るさとなっているか。
- ・室内温度・湿度は、適切な状態を保っているか。
- ・ヒモなど危険物は、事前に除去しているか。
- ・枕、ぬいぐるみなどは、使用していないか。
- ・敷布団やマットレスは、固めのものを使用しているか。
- ・ベビーベッドは、安全な製品を使用しているか。
- ・こどもの口の中の異物確認を行っているか。
- ・こどもの口の中にミルクや食べ物等の嘔吐物がないかの確認を行っているか。

- ・部屋にこどもの睡眠対応に係る啓発資材を掲示しているか。
- ウ こどもの睡眠中の対応
- ・こどもを仰向けに寝かせているか。
 - ・0歳児は5分ごと、1歳以上児は10分ごとに、睡眠状態の点検をしているか。
 - ・睡眠状態の点検は、タイマー等を使用し、正確な間隔で実施しているか。
 - ・睡眠状態の点検は、こどもの体に触れて、顔の確認、呼吸の有無、呼吸の様子、熱感、体位を点検しているか。
 - ・睡眠状態を点検した結果は、適切に記録されているか。
- (2) 保育従事者の職員配置の指導監督の方法
- ・保育従事者の職員配置基準が遵守されているか。また、こどもの登降園時間の記録及び保育従事者の出退勤時間（休憩時間含む）は適切に記録されているか。

第3 重点調査事項に関する改善指導の手順

1 重点調査事項に関する改善指導の内容

重点調査事項に関する改善指導については、立入調査実施後おおむね1か月以内に、改善されなければ児童福祉法（以下、「法」という）第59条第3項に基づく改善勧告及び同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること（重点調査事項に関する改善指導は、改善に時間を要する事項は想定されないため、改善計画の提出は求めないこと）。

2 重点調査事項に関する改善指導結果の確認

重点調査事項に関する改善指導に係る回答があった場合は、その改善状況を確認するため、必ず、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

第4 重点調査事項に関する改善勧告の対象

1 重点調査事項に関する改善勧告の対象

重点調査事項に関する改善指導を2回行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。

2 重点調査事項に関する改善勧告に対する報告の確認

重点調査事項に関する改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、必要に応じて当該改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

なお、この特別立入調査は、事前通告せずに実施すること（この特別立入調査以降に、特別立入調査をする場合は、全て事前通告せずに実施すること）。

第5 重点調査事項に関する公表後の特別立入調査

重点調査事項に関する公表が行われた後は、その改善状況を確認するため、必ず、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。なお、この特別立入調査を行った結果、改善が行われていないことが確認された場合には、国指針に定める事業停止命令又は施設閉鎖命令（以下、「事業停止命令等」という）の対象となることを確認した上で、事業停止命令等に向けた手続きを進めること。

第6 重点調査事項に関する緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。

- （1）1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設について、常時、保育従事者が1人で保育している場合
- （2）1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設について、恒常的に有資格者が0人で保育している場合
- （3）こどもの睡眠時に、こどもを1人にしている場合
- （4）その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

第7 雑則

1 和歌山県から認可外保育施設に対する研修等

和歌山県は、認可外保育施設における重大事故の防止の取組が進むように、研修等による支援を行うこと。

2 和歌山県から市町村への助言等

和歌山県は、市町村に対し、重点調査事項に関する改善指導等について、必要な助言等を行うこと。なお、その際、市町村は、和歌山県に対し、重点調査事項に関する改善指導の状況等について、必要な報告を行うこと。

附 則

この指針は、令和 8 年 2 月 2 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。